

小型無人機等対策推進室の設置に関する規則

平成30年10月24日
内閣総理大臣決定
令和元年11月28日
一部改正

(設置及び任務)

第1条 小型無人機等の多様な分野における利活用の促進のための施策及び小型無人機等に係る安全確保のための対策その他小型無人機等に係る施策についての企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、内閣官房に、小型無人機等対策推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進室に、室長、室長代理、審議官、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、内閣総理大臣補佐官をもって充てる。
- 3 室長は、推進室の事務を掌理する。
- 4 室長代理は、内閣官房副長官補（内政担当）をもって充てる。
- 5 室長代理は、室長の事務を代理する。
- 6 審議官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を統括整理する。
- 7 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。
- 8 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。
- 9 室員は、非常勤とすることができる。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、推進室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成30年10月30日から実施する。

附 則

この規則は、令和元年11月28日から実施する。